

社会福祉法人羽後町社会福祉協議会 役員の報酬等支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽後町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第25条の規定により、法人の役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬等及び会長以外の役員の報酬等)

第2条 会長の報酬等は、支給基準に従い、年額960,000円以内とする。その他の役員の報酬等については下記のとおりとする。

1) 理事会等会長が認めた会議等に出席した場合、報酬等を支給する。

(1) 4時間未満の場合、報酬は支弁せず、実費弁償費として3,000円及び交通費を支給する。

(2) 4時間以上8時間未満の場合、報酬として5,000円及び交通費を支給する。

2) 役員の報酬等支給基準については、別表1のとおりとする。

(会長の勤務)

第3条 会長は非常勤とする。但し、法人の業務を執行するため、週2回以上必要に応じて勤務する。

(報酬の支給日)

第4条 会長の報酬の支給日は、毎月21日を原則とする。

(費用弁償)

第5条 会長は、理事会や評議員会等に出席しても費用弁償は支給しないものとする。

(その他必要な事項)

第6条 会長が特に必要と認める事項については、別にこれを定める。

附 則

平成28年12月16日に行われた理事会及び平成28年12月26日に行われた旧評議員会において一部改正し、平成29年6月開催の新評議員会にて議案として再度提出し、平成29年4月1日に遡って施行する。

別表 1

会長への報酬等支給基準

1) 理事会、三役会議、評議員会、委員会等への出席		
5,000円/回×年30回	=	150,000円
2) 法人業務等執行のための出勤（決裁業務、理事会等への報告書作成等）		
5,000円/回×週2回×4週×12月	=	480,000円
3) 支会等への出席のための出勤（支会総会等）		
5,000円/回×年14回	=	70,000円
4) 各種福祉団体等からの出席依頼のための出勤（休日出勤含む）		
5,000円/回×年20回	=	100,000円
6,750円/回×年10回	=	67,500円
5) 地域貢献事業等他法人との調整会議		
5,000円/回×年3回	=	15,000円
6) その他		
5,000円/回×年20回	=	100,000円
	合計	982,500円
7) その他の役員への理事会、評議員会への出席時の実費弁償費の予算額		
3,000円/回×13人×年10回	=	390,000円
	総計	1,372,500円